

第596回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和8年1月19日(月) 14:00～14:05

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第596回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取り扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「第2部」につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の1「容量市場における入札ガイドライン」の改定の建議について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしく願いいたします。

○栗谷取引監視課長　資料3に基づきまして、「容量市場における入札ガイドライン」の改定の建議」について、御説明いたします。

まず、(趣旨)でございます。

容量市場における入札ガイドラインの改定を経済産業大臣に建議することにつきまして、御審議をいただきたく存じます。

1. 現状と対応策でございます。

ガイドラインでは、「(事前)監視で確認された価格を超える価格で応札した場合や、当該監視を受けずに基準価格以上で応札した場合には、必要な手続を踏まえた上で当該応札

を取り消すこととする。」と定められております。

しかしながら、応札を取り消すこととすれば、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれが生じることもあります。

対応案といたしまして、応札を取り消すことなく必要な是正を図ることも可能であることを明確化する観点から、ガイドラインの改定を経済産業大臣に建議することについて、本委員会にて御審議いただきたく存じます。

改定の内容につきましては、22行目以降の2. 新旧対照表に記載してございます。

31行目以降のなお書きのところでございますけれども、「当該監視で確認された価格を超える価格で応札した場合や、当該監視を受けずに基準価格以上で応札した場合は、必要な手続きを踏まえた上で、当該応札を取り消すこととする。」とされておりますが、こちらの最後のところを、「取り消すことができることとする。」に改めるよう建議を行いたいと考えてございます。

本件につきましては、本委員会にて御了解をいただければ、資料3-1によりまして、経済産業大臣に建議したいと考えてございます。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

武田委員から、よろしくお願いたします。

○武田委員 御説明ありがとうございます。

これまでのガイドラインの協議でも、法の趣旨に鑑みて取り消さないことも当然認められると思いますけれども、その点を明確化するということで、今回の御提案は適当であると思います。賛成いたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

(異論なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣へ建議することとい

たします。

どうもありがとうございました。

予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどを、よろしくお願いたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　ありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

——了——